

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

私と妻の申立期間は、当初、申請免除を受けていたが、国民年金保険料の集金に来ていた人に「免除を受けた期間は追納すれば年金額が増えて有利になる」と説明を受け、昭和41年の夏に私が役場に行き、妻と私の分をまとめて追納した。当時の領収書等はないが、暑い時期で金額も大きかったこともあり、納付した記憶が鮮明に残っている。申立期間について、保険料を追納した記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申請免除を受けた申立期間の国民年金保険料の追納に関して集金人から説明を受けて、申立期間の保険料を追納したと主張しているところ、その説明に関する申立人の夫の記憶は具体的である上、申立人が居住していた町では、国民年金制度発足当初から、戸別訪問による保険料の集金が行われていたことが町広報誌から確認できる。

また、申立人が、国民年金保険料を追納したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申請免除を受けた際の手続及び追納の記憶も具体的であることから、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金の加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を納付したとするその夫は、昭和55年4月から付加年金にも加入していることから、保険料納付に対

する意識の高さがうかがわれる。

加えて、申立人の夫は、申立人と同じ申立期間の記録の訂正を年金記録確認第三者委員会に申立てをしたところ、あっせんされ申請免除期間から納付済み期間に記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和49年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月及び同年11月

社会保険庁の国民年金の加入記録では、昭和48年7月13日から49年10月1日となっているが、国民年金手帳には加入記録が48年7月13日から49年11月26日となっている。よって、国民年金手帳に記載されている資格取得日の48年7月13日に7月の国民年金保険料を納付したとすれば、資格喪失日が49年11月26日と記載されているので、11月分までの保険料を納付し、同年12月の納付前に国民年金の脱退を申し出たと考えられる。同年10月及び同年11月の保険料を納付していたことを申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録では、国民年金の加入記録が、昭和48年7月13日から49年10月1日となっているところ、申立人が所持する国民年金手帳の記載には、加入日の48年7月13日は同一であるものの、資格喪失日は49年11月26日と相違している。一方、申立人は当時、国民年金の加入が任意であったことから、さかのぼって資格喪失の手続をしたことも考え難く、喪失年月日の訂正をするような事情もうかがえない上、申立人が所持する年金手帳の記載内容にも不自然な点は見当たらないことから、同年11月26日に国民年金の資格喪失の申出がされたものと推認される。

また、上述のとおり国民年金の資格喪失が昭和49年11月26日に申し出されたとすれば、資格喪失日の前月までの国民年金保険料の未納については、資格喪失の手続時に市町村役場で納付勧奨されると考えられ

る上、申立期間前の48年7月から49年9月まで任意加入して国民年金保険料を納付している申立人が、申立期間の一部である47年10月分の保険料のみを未納にしておくのは不自然である。

- 2 一方、国民年金保険料は、資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までを納付することとされており、申立人の国民年金手帳に記載された昭和49年11月26日が資格喪失日であることを踏まえると、申立期間のうち同年11月の保険料まで納付されたとは考え難い。

また、申立人が昭和49年11月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

昭和37年ごろに隣組の班長に言われ、国民年金に加入した。加入手続が遅れたため、過去の未納分と37年現在の保険料を並行して班長に納付した。50年ごろは家族に不幸があったりして、大変だったが、未納無く保険料を納付していたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を含めた昭和36年度の国民年金保険料を37年度の現年度保険料と一緒に過年度納付していたと主張しているところ、事実、申立期間①前の36年4月から同年12月までの保険料は納付されており、その納付時期は、37年8月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることを踏まえると、37年度に過年度納付されたものと推認されることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められ、申立期間①の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

また、市役所の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立期間②を含めた昭和49年10月から50年3月までの期間は申請免除となっていたが、その申請免除が取り消され、49年10月から同年12月までの国民年金保険料が納付された経過が記載されている。しかしその一方で、申立人の夫（昭和50年2月死亡）も同じ期間を同様に申請免除の取消と保険料納付の記載がされているが、

50年1月にまた申請免除と記載されている。このことは当時の申請免除制度の取扱いを踏まえると、申請免除の取消処理は、申立人からの保険料納付の意思が示されたことにより取り消されたものと推認され、申請免除を取り消してまで保険料を納付しようとした申立人が、申立期間②の3か月分の保険料のみを未納にしておくのは不自然である。

さらに、申立期間は2か所であるものの、合わせて6か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金の加入期間すべてにおいて、国民年金保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和34年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月31日から36年8月31日まで
(A社)
② 昭和36年11月1日から37年3月1日まで
(B社)

C社に次の事業所であるD社に勤務するまでの昭和33年から37年3月1日の期間、継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。すべての期間において勤務していた事業所名はC社であったと記憶しており、勤務場所は同一場所であったが、厚生年金保険の記録はA社、B社となっている。添付した給料支払明細書は一部であるが、それ以外の月も給料から控除されていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、同僚の証言及び申立人の申述内容並びに申立人が保管していた昭和34年6月分の給料支払明細書から判断すると、申立人はA社において、申立期間①のうち同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和34年5月の標準報酬月額については、給料支払明細書の控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は死亡しており、事業所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから確認できないが、複数の同僚が申立人の資格喪失日である昭和 34 年 5 月 31 日と同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できることから、社会保険事務所が被保険者資格の喪失日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①のうち、昭和 34 年 6 月以降の期間について、同僚の証言により申立人が当該事業所又は同一敷地内に存在していた C 社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保有している A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に製品の配達をしていた数人の同僚は、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、事業主により申立人を含めたそれらの者の被保険者資格喪失の手続がなされたことがうかがえ、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していたと記憶していた C 社が厚生年金保険の適用事業所としての手続がなされたのは、社会保険事務所の記録によると、申立人の退職後である昭和 58 年 7 月 13 日であり、同一敷地内に存在していた B 社が厚生年金保険の適用事業所としての手続がなされたのは、申立人の同社における資格取得日と同日の 36 年 9 月 1 日であることから、申立人が申立期間において、両事業所の厚生年金保険の被保険者であった事実はいかなるものでもない。

申立期間②について、申立人は次の勤務先である D 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 37 年 3 月 1 日の直前まで B 社に勤務していたため、同社の記録は同日までであるはずと主張しているが、申立人が申立期間②においても勤務していたことについて、同僚から明確な証言を得られず、その勤務していた事実を確認できない。

また、申立人は前述の D 社に係る昭和 37 年 1 月下旬分の給料明細書を保有しているため、少なくともこの期間以降は申立事業所には勤務していないことがうかがえ、申立人の主張には整合性が無い。

なお、申立人が同様に保有している昭和 37 年 8 月下旬分の給与明細書には、厚生年金保険料の控除が確認できることから、当該事業所の保険料控除は下期分においてなされていたと考えられるが、前述の同年 1 月分の給与明細書には保険料控除の記載は確認できない。

3 申立人は、申立期間①のうち昭和 34 年 6 月以降の期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和 34 年 6 月以降の期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から52年3月まで
20歳当時は年金に無関心だったが、市内の病院に住み込みで勤務していた時に、姉や職場の先輩の勧めで、自分で市役所に行き国民年金の加入手続をした。病院の先生から「何かあったときには役に立つから持っておきなさい」と言われ、昭和51年度の納付書を渡され、今も持っている。保険料は地域の組合の班長が集金していたと思うが、いつ、どのようにして、いくら納付したかははっきりとは憶えていない。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立期間後の昭和52年9月であり、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付できない期間である上、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、昭和51年4月から52年3月を納付目的期間とし、納付期限を53年7月31日とする国民年金の3枚複写の「納付書・領収証書」（過年度納付書）を所持しているところ、3枚のいずれにも領収印が押されておらず、未使用であるものと考えられることから、その「納付書・領収証書」を使用して国民年金保険料を納付したとは考え難く、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、その「納付書・領収証書」以外に、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年12月から45年3月まで

20歳になって国民年金保険料の納付を始めた。当時は地区ごとに集金しており、隣組の伍長が集金に来て家族が納付していた。組の人や家族の保険料もまとめて集金していたはずなので、自分の保険料だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、家族が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年2月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料の納付ができない期間である上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間において、同居の家族も一緒に国民年金保険料を納付していたと申述しているが、申立期間の一部については、当時同居していた家族も国民年金に未加入であり、家族の保険料と一緒に納付していたとする申立人の申述とは整合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成4年まで

昭和63年7月から平成4年までA社B支店に勤務した。この期間の厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は意見陳述の場において、「夫はA社B支店に参与という役職で勤務していたので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい」と主張しているものの、A社から提出された参与(嘱託)の採用条件及び業務内容に「参与は、委任契約とし、業務連絡等のため、原則として週2、3日程度の出社。健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険は適用しない」旨の記載がなされており、事実、申立期間において雇用保険の加入記録も確認できないことから、申立人は厚生年金保険の被保険者とはならない非常勤社員であったことが推認できる。

また、申立人の妻は、「申立期間中の医療保険制度はC健康保険組合であった」と主張しているが、当該事業所において医療保険制度に加入したとすればA健康保険組合であり、申立人のみがC健康保険組合の被保険者とはなり得ないところ、申立人の申立期間中における医療保険制度の記録は、平成2年7月31日から次の厚生年金保険被保険者記録が確認できる4年1月1日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認でき、それ以前については、申立人の国家公務員共済組合における資格喪失日が国民健康保険の資格取得日の2年前である昭和63年7月31日であることを踏まえると、申立人は同年7月31日から平成2年7月31日ま

での期間においては、国家公務員共済組合任意継続組合員（国家公務員共済組合法第 126 条の 5 第 5 項の規定により、任意継続組合員となった日から 2 年を経過したときは、その資格を喪失する。）であったことが推認できる。このことから、申立人は A 社において厚生年金保険の被保険者ではなかったことを認識した上で、これらの手続を適正に行っていることがうかがえ、申立人は 4 年 9 月 1 日から 8 年 4 月 1 日までの期間、C 健康保険組合の加入事業所である D 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人の妻の主張はこの期間と誤認しているものと考えられる。

さらに、申立人の妻は A 社と社会保険事務所が結託して申立人の記録を消したと主張しているが、申立人が A 社において参与であったこと、同社における雇用保険の加入記録が無いこと、及び国民健康保険の加入記録が存在すること等の一連の周辺事情は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が無いことと整合性があり、その主張には具体的な根拠は見当たらない。

なお、申立人の妻から申立時に提出された平成元年 12 月の業務報酬明細書は、申立人の妻は社会保険事務所により改ざんされたと主張しているが、その明細書は改ざんされた形跡がうかがえない上、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除は確認できず、前述の A 社の参与に対する厚生年金保険等の取扱いと符合する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 28 日から 53 年 2 月 28 日
昭和 42 年 1 月から A 社に勤務し、51 年 2 月に資格喪失となっているが、国民年金の加入が 53 年 2 月 28 日であり、2 年間の空白期間があるのは納得がいかない。2 年間については在籍しており、厚生年金保険料を引かれていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは雇用保険の加入記録及び同僚の証言により確認できる。

しかしながら、申立期間当時、当該事業所の事務員であった申立人の妻は「資金繰りが大変で、社会保険料を滞納して差押えを受け、社会保険を脱退した」と申述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、事実、同事業所は昭和 51 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同日以降、同事業所における厚生年金保険の被保険者は確認できない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所における申立人に係る被保険者原票には、同事業所の被保険者資格喪失と同時に健康保険任意継続被保険者資格を取得し、その資格喪失日が昭和 53 年 2 月 28 日との記載が確認できることから、申立人は申立期間である 51 年 2 月 28 日から 53 年 2 月 28 日までの期間、健康保険任意継続被保険者として保険料を納付していることが推認でき、申立人自身が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことを知り得ていた事情がうかがえる。

なお、申立人の年金記録に 2 年間の空白期間が生じたことについては、前述の健康保険任意継続被保険者資格喪失日と国民年金被保険者資格取得日が同日である上、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 53 年

4月10日であることから、健康保険任意継続被保険者の資格喪失を契機に国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の資格取得の手続がなされたことによるものと推認できる。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月1日から32年6月30日まで
(A社)
② 昭和32年9月1日から同年12月31日まで
(B社)

昭和62年に年金記録を確認した際、初めて脱退手当金を受給したことになっていることを知り、その時点で社会保険事務所の窓口で異議を申し立てたが、取り合ってもらえなかった。申立期間①より前に勤務したC社を退職後と、D社を退職後に、脱退手当金を受給したが、申立期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した2つの厚生年金保険被保険者期間については、それぞれ脱退手当金を資格喪失時に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間以前のD社の退職理由は当時の制度において脱退手当金の支給要件とされた資格喪失事由の結婚・出産にも該当しないほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間②に係る事業所を退職した時点において、「再就職は考えていなかった」と申述しており、事実、次の厚生年金保険被保険者資格取得は約1年8か月後であることが確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立期間について脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。